

自家発電 Q & A 22

自家発電設備の構造及び性能に関する技術基準

内発協ニュース9月号からの連載として、12月号では、消防法令により、消防用設備等の非常電源として附置される自家発電設備の構造および性能に関する技術基準を紹介しました。1月号では、市町村の

火災予防条例により、「使用に際し、火災のおそれのある設備」として規制される発電設備の位置及び構造に関する技術基準についてその概要を紹介します。

Q 1 消防用設備等の非常電源として附置される防災用自家発電設備の構造及び性能については、消防法令（消防法施行規則第12条、消防庁告示第1号）により技術基準が定められていますが、防災用以外の自家発電設備については、どうなっているのでしょうか。

池、風力、水力等の発電設備は含まれません。

また、火災予防条例では、規制対象とする発電設備の用途（常用、非常用の別）は特定されていません。常用、非常用にかかわらず「内燃機関を原動力とする発電設備」として、移動用発電設備を除いた定置式の発電設備がこれに該当します。

移動用発電設備が除かれる理由については、後で説明いたします。

A 1 防災用以外の技術基準について、消防法令では直接言及する規定はありませんが、市町村の火災予防条例において、関係する事項が定められています。

消防法第9条（火を使用する設備、器具等に対する規制）では、「～火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理、～その他火の使用に関し火災の予防のために必要な事項は、政令で定める基準に従い市町村条例でこれを定める」とされています。

この規定に基づき定められた市町村の火災予防条例において、「その使用に際し、火災の発生のおそれのある設備」の一つとして、「内燃機関を原動力とする発電設備」の位置および構造等の基準が定められています。

Q 2 火災予防条例が規制対象とする「内燃機関を原動力とする発電設備」とは、どのようなものでどんな用途に使用される発電設備ですか。

Q 3 火災予防条例では、「内燃機関を原動力とする発電設備」の位置及び構造等の基準として、具体的にどのようなことが定められていますか。

A 3 市町村が円滑に火災予防条例を制定できるよう、市町村条例のモデルとなるべき性質をもつ、「火災予防条例（例）」が国（消防庁）から示されています。

この火災予防条例（例）第12条（内燃機関を原動力とする発電設備）において、屋内と屋外にそれぞれ設ける内燃機関を原動力とする発電設備の位置および構造等の基準が定められています。

その概要について屋内に設けるものを表1、屋外に設けるものを表2に示します。

なお、表1の「4 発電機、燃料タンクその他の機器は、堅固に床、壁、支柱等に固定すること」の規定から、火災予防条例（例）の規制対象は、工場、事業場等に設置される定置式の発電設備であり、移動用発電設備は除かれるものと解釈できます。

A 2 「内燃機関を原動力とする発電設備」とは、内燃機関としてディーゼル機関、ガス機関、ガソリン機関またはガスタービンを原動力とする発電設備をいいます。これには太陽電

表1 屋内に設ける発電設備の位置及び構造等の基準の概要

- 1 容易に点検することができる位置に設けること。
- 2 防振のための措置を講じた床上又は台上に設けること。
- 3 排気筒は、防火上有効な構造とすること。
- 4 発電機、燃料タンクその他の機器は、堅固に床、壁、支柱等に固定すること。
- 5 水が侵入し、又は浸透するおそれのない位置に設けること。
- 6 可燃性又は腐食性の蒸気又はガスが発生し、又は滞留するおそれのない位置に設けること。
- 7 発電設備（キュービクル式のものを除く。）は、不燃材料で造った壁、柱、床及び天井で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸を設ける室内に設けること。ただし、発電設備の周囲に有効な空間を保有する等防火上支障のない措置を講じた場合は、この限りでない。
- 8 キュービクル式のもの、建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。
- 9 発電設備が設置された部屋の壁等をダクト、ケーブル等が貫通する部分には、すき間を不燃材料で埋める等火災予防上有効な措置を講ずること。
- 10 屋外に通ずる有効な換気設備を設けること。
- 11 見やすい個所に発電設備である旨を表示した標識を設けること。
- 12 発電設備のある室内には、係員以外の者をみだりに出入させないこと。また、室内は、常に整理及び清掃に努めるとともに、油ぼろ等の可燃物をみだりに放置しないこと。
- 13 定格電流の範囲内で使用すること。
- 14 必要な知識及び技能を有する者として消防長が指定するものに必要に応じ設備の各部分の点検及び絶縁抵抗等の測定試験を行わせ、不良個所を発見したときは、直ちに補修させるとともに、その結果を記録し、保存すること。
- 15 関連機器及び配線は、堅固に床、壁、支柱等に固定すること。

(規定条項)

- 上表1～4…………… 火災予防条例（例）第12条第1項
 上表5～15…………… 火災予防条例（例）第12条第2項

表2 屋外に設ける発電設備の位置及び構造等の基準の概要

- 1 キュービクル式のものにあつては、建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。
- 2 屋外に設ける発電設備（キュービクル式のものを除く。）は、建築物から3m以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又はおおわれた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。
- 3 上記1及び2に規定するもののほか、屋外に設ける発電設備の位置及び構造等の基準は、表1の屋内に設ける発電設備の位置及び構造等の基準（9及び10を除く。）の規定を準用する。

(規定条項)

- 上表1～3…………… 火災予防条例（例）第12条第3項